六の五　在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関の保険医
　緩和ケアに関する研修を受けた医師
六の五の二　在宅振戦等刺激装置治療指導管理料の注３に規定する施設基準
　情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の五の三　在宅舌下神経電気刺激療法指導管理料の施設基準
　在宅舌下神経電気刺激療法を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の六　在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料に規定する疾患
　別表第九の一の二に掲げる疾患
六の七　在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料の施設基準
　在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の七の二　在宅腫瘍治療電場療法指導管理料の施設基準
　在宅腫瘍治療電場療法を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の七の三　在宅経肛門的自己洗腸指導管理料の施設基準
　経肛門的自己洗腸の指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の七の四　注入器加算に規定する注射薬
　別表第九の一の三に掲げる注射薬
六の八　持続血糖測定器加算の施設基準
(1)　間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合
イ　当該保険医療機関内に当該測定器の使用につき必要な医師が配置されていること。
ロ　当該測定器の使用につき十分な体制が整備されていること。
(2)　間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合
イ　当該保険医療機関内に当該測定器の使用につき必要な医師が配置されていること。
ロ　当該測定器の使用につき十分な体制が整備されていること。
六の九　経腸投薬用ポンプ加算に規定する内服薬
　別表第九の一の四に掲げる内服薬
六の九の二　持続皮下注入シリンジポンプ加算に規定する注射薬
　別表第九の一の四の二に掲げる注射薬
六の十　注入ポンプ加算に規定する注射薬
　別表第九の一の五に掲げる注射薬
六の十一　横隔神経電気刺激装置加算の施設基準
　横隔神経電気刺激装置の使用につき十分な体制が整備されていること。
七　地域医療連携体制加算の施設基準
(1)　診療所であること。
(2)　夜間、休日等における緊急時の体制を継続的に確保するため、歯科点数表区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注２の届出を行っている病院である保険医療機関及びその他の歯科の保険医療機関との連携による地域医療支援体制を備えていること。
七の一の二　歯科訪問診療料の注７の施設基準
(1)　次のいずれかに該当すること。
イ　歯科訪問診療１又は歯科訪問診療２を行っていること。
ロ　当該地域において、保険医療機関、介護・福祉施設等と連携していること。
(2)　歯科訪問診療が適切に実施できる体制を有すること。
七の一の三　医科連携訪問加算の施設基準
(1)　他の保険医療機関に入院中の口腔状態に課題を抱える患者について、当該保険医療機関の依頼に基づく対応に係る連携体制を構築していること。
(2)　連携する保険医療機関の依頼に円滑に対応するために必要な情報を共有していること。
八　在宅患者歯科治療時医療管理料の施設基準
(1)　当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されていること。
(2)　歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師が一名以上かつ歯科衛生士若しくは看護師が一名以上配置されていること。
(3)　当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具を有していること。
(4)　緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との連携体制（病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制）が確保されていること。
第五　検査
一　検体検査実施料に規定する検体検査
　別表第九の二に掲げる検査
二　削除
三　造血器腫瘍遺伝子検査の施設基準
　検体検査管理加算(Ⅱ)の施設基準を満たしていること。
三の一の二　遺伝学的検査の施設基準等
(1)　遺伝学的検査の注１に規定する施設基準
　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　遺伝学的検査の注１に規定する疾患
　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定難病のうち、当該疾患に対する遺伝学的検査の実施に当たって十分な体制が必要なもの
(3)　遺伝学的検査の注２に規定する施設基準
イ　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ロ　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
ハ　遺伝性疾患療養指導管理料の注１から注３までに規定する施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。
三の一の二の二　染色体検査の注２に規定する施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の一の三　骨髄微小残存病変量測定の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の一の三の二　ＢＲＣＡ１／２遺伝子検査の施設基準
　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の一の三の三　がんゲノムプロファイリング検査の施設基準
　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
三の一の三の四　角膜ジストロフィー遺伝子検査の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。